

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 22 年 8 月 23 日開催予定の臨時株主総会において議決権を行使すべき株主を確定するため、平成 22 年 7 月 11 日(日曜日)(但し、当日は株主名簿管理人の休業日であるため、実質上は平成 22 年 7 月 9 日(金曜日))を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使すべき株主といたします。

平成 22 年 6 月 26 日

愛媛県松山市千舟町 5 丁目 7 番地 6
(東京本社)

東京都中央区日本橋小伝馬町 10 番 1 号
N I S グループ株式会社
代表取締役社長 大谷 利興

【株主名簿管理人事務取扱所】

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部